TAXI

奥州市妊産婦タクシー助成券交付事業

ご使用の案内

奥州市では、妊産婦のみなさんの安心安全な出産・子育てを支援するため妊産婦タクシー 助成券を交付しています。

種 類	助成内容	有効期限	
①妊産婦おでかけ支援タクシー助成券(20枚交付) (通院や買い物などで外出するとき)	1万円 (500 円×20 枚)	母 子 健 康 手 帳 交付日から1年間	
②出産等支援タクシー助成券(4枚交付) (出産や健診等で医療機関に通院するとき)	タクシー料金全額助成 (4万円上限×4枚)		

◆手続きについて

- 1 妊娠届出時(母子健康手帳交付時)にタクシー助成券を交付します。
- 2 転入された妊婦の方には、妊婦健診票の交付手続きの際にお渡しします。



◆使い方について

① 妊産婦おでかけ支援タクシー助成券

- 1 タクシー利用時に運転手に母子健康手帳を提示し、"妊産婦おでかけ支援タクシー助成券"を使用することを伝えてください。
- 2 運賃支払い時にタクシー助成券を渡してください。1回に複数枚使用できます。

<利用例> 自宅から医療機関までタクシーを利用した場合 タクシー運賃が1,780円だったとき

【 <u>タクシー助成券 3枚</u> + 現金支払280円 =1,780円 】 500円×3枚=1,500円

② 出産等支援タクシー助成券

- 1 妊産婦等が医療機関を受診、または医療機関から帰宅するときに使用できます。
- 2 タクシー利用時に運転手に母子健康手帳を提示し、"出産等支援タクシー助成券"を使用することを告げてください。
- 3 初乗りから 40,000 円を超える額は、自己負担となります。
- 4 助成券 1 枚につき片道分としてお使いください(1枚で往復利用は不可)
- ☆ 交付を受けた本人が乗車した場合に使用できます。
- ☆ 運賃には高速料金も含まれます。



◆利用できるタクシー会社 (令和7年4月1日現在)



【胆江地区】 (奥州・金ケ崎地区)		【北上地区】		【一 関 地 区】	
〇北都交通	Tel 24-3111	〇八重樫タクシー	Tel 0197-64-1151	アイタクシー	Tel 0191-25-6666
〇水沢タクシー	Tel 25-8181	〇大安タクシー	Tel 0197-63-3331	〇一関中央交通	
北都交通 岩谷堂営業所		〇都タクシー	Tel 0197-63-2200		Tel0191-31-3333
	Tel.35-2555	〇北上タクシー	Tel 0197-63-2345	〇一関平泉タクシ	/
前沢タクシー	Tel 56-3121	〇平和タクシー	Tel0197-64-1234		Tel0191-23-2222
○奥州いさわタクシー		〇安全タクシー	Tel 0197-65-4321	県南タクシー	Tel0191-26-5555
	Tel 46-4411	〇村崎野タクシー	Tel 0197-66-2627	花泉タクシー	Tel0191-82-2541
衣川タクシー	Tel.52-3011	〇藤タクシー	Tel0197-64-2311		
〇光タクシー	Tel 42-5522	江釣子タクシー	Tel0197-77-2434		
北都交通 金ケ崎営業所		ほっと交通	Tel0197-71-2117		
	Tel42-2161				
【盛 岡 地 区】					
〇盛岡タクシー	Tel 019-622-9121	〇相互タクシー	Tel019-653-1771	雫石タクシー	Tel019-692-3131
Oヒノヤタクシー	Tel019-653-1551	旭タクシー	Tel019-647-3112	〇ふるさと交通	Tel019-601-5550
○平和・とりょうタクシー		〇城東交通	Tel019-636-2411	矢巾タクシー	Tel019-697-2525
	Tel019-624-5151	〇みたけタクシー	Tel019-641-4482	〇にこにこ交通	Tel019-646-2525
○富士タクシー	Tel019-623-9111	〇太田タクシー	Tel019-659-0071	盛岡個人タクシ	ノ一協同組合
Oつばめタクシー	Tel019-661-0061	Oこがわタクシー	Tel019-626-5062		加盟タクシー
○県都タクシー	Tel019-636-3335	○あいのりタクシー		岩手県個人タ	
〇岩手ハイヤー	Tel019-647-1670		Tel019-613-3291		加盟タクシー
[○대 에 中田尚書のもちと 소사]					

[〇印 24 時間営業のタクシー会社]

◆使用上の注意

- タクシー会社へ電話をする際、奥州市妊産婦タクシー助成券を使用することを伝えてください。
- ・ 交付を受けた本人が乗車しない場合は使用できません。(他人譲渡禁止)
- 市外に転出した場合は、未使用の助成券を速やかに返還してください。
- * 道路交通法により、タクシー利用の際はチャイルドシート着用義務が免除されます。 奥州・金ケ崎地区のタクシー会社では準備できる場合がありますので、事前にタクシー会社へ 確認ください。

また、子育て世帯をサポートする子育てタクシーを取り扱っているタクシー会社があります。 詳細は各タクシー会社にお問い合わせください。

< タクシーの営業区域について >

法律によりタクシー会社には営業区域が定められています。発着地ともに営業区域外の場合は そのタクシー会社を利用することが出来ません。詳細は各タクシー会社にお問合せください。

[お問い合わせ : 奥州市健康こども部 健康増進課 親子みらい係 TEL:0197-34-2171]